

七〇三

昭和四十四年四月十五日 衆議院會議録第二十六号 公職選挙法の一部を改正する法律案

できる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙(当該選挙の期日が九月十一日から十月十日までの間にあるものを除く。)を行なう場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、当該選挙の期日前一箇月以内に、当該選挙が行なわれる区域の全部を含む区域にわたつてこの項の規定による登録が行なわれた場合は、この限りでない。

第二十三条第一項中「登録月の八日から十四日までの間」を「前条第一項の規定による登録については九月十一日から同月十五日までの間(同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間)、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間」に、「その」を「当該市町村の選挙管理委員会が」に、「登録すべき者として決定した者」を「登録した者」に、「及び住所」を「住所及び生年月日」に改める。

第二十四条第一項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定」を「選挙人名簿の登録」に改め、同条第二項中「直ちに選挙人名簿に登録すべき者の決定を修正し」を「その異議の申出に係る者を直ちに

に選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し」に改める。

第二十五条第四項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定」を「選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消」に改める。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

(補正登録)

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、第二十条「登録」の規定により選挙人名簿の登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知つた場合には、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項及び第二項「選挙権及び被選挙権を有しない者」の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

い。

第二十九条を削り、第二十八条第二項中「及び登録月の十五日から二十五日まで」を削り、「選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿の抄本」に改め、同条を第二十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号又は第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

第二百三十六条中第三項を削り、第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 選挙人名簿に登録をさせる目的をもつて住民基本台帳法第二十二条「転入届」の規定による届出に關し虚偽の届出をすることによつて選挙人名簿に登録をさせた者も、前項と同様とする。

第二百六十九条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十二条「登録」の規定の適用については、同条中「資格を有する者」とあるのは、「資格を有し、かつ、その日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に登録されている者」とする。

第二百七十条を削り、第二百七十条の二中「規定によつて」の下に「自治大臣、」を加え、「第二十一条「登録の申出」の規定による登録の申出及び第二十八条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条を第二百七十条とする。

附則第二十一項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

(住民基本台帳に記録されていない者に関する経過措置)

第二条 市町村の選挙管理委員会は、この法律の施行の際現に当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で、当該市町村の住民基本台帳に記録されていないもの(当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことにより改正前の公職選挙法(附則第四条において「旧法」という。)第二十七条第一項の表示をされている者を除く。)がある場合には、その者を直ちに選挙人名簿から抹消し、その旨を告示しなければならない。

(選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際すでにその期日が公示され又は告示されている選挙が行なわれる場合には、改正後の公職選挙法(以下「新法」といふ。第十九条第二項の規定にかかわらず、新法第二十二条第二項の規定による登録は、行なわない。

(表示をされている者に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際すでにその期日が公示され又は告示されている選挙が行なわれる市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことにより旧法第二十七條第一項の表示をされているものについては、当該選挙の期日までの間においては、新法第二十八條第二号の規定にかかわらず、表示後六箇月を経過するに至つたときに直ちに選挙人名簿から抹消し、その旨を告示しなければならぬ。

(船員の選挙人名簿に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する船員の選挙人名簿については、昭和四十四年十二月四日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)(二十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日現在)」を「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日」に、「登録が」を「その登録が」に改める。

第八十四条中「(昭和二十五年法律第百号)」を削る。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 新法第二十二條の規定に基づいて当該選挙管理委員会がこの法律の施行後最初に選挙人名簿の登録を行なう日の前日までに地方自治法第七十四條の規定によつてされた請求については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第九条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)(二十日)」を「公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十九条に次の四項を加える。

5 選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定す

る。

6 選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかねばならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除くほか、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならぬ。

8 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村の選挙人名簿に登録されている者を当該市町村の選挙人名簿に登録したときは、直ちにその旨を関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第九十四条第一項中、「第二十六条第三項、第二十七条第一項、第二十九条第七項及び第八項」を削り、「第二百七十条の二」を「第二百七十条」に改め、同項の表の第二十三條第一項の項中「登録月の八日から十四日まで」を「前条第一項の規定による登録については九月十一日

から同月十五日までの間(同項ただし書に規定

する場合)には、政令で定める期間)、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間」に、「十一月三日まで」を「十一月三日までの間」に、「登録すべき者として決定した者」を「登録した者」に、「及び住所」を「住所及び生年月日」に改め、同表の第二十四條第一項の項中「登録すべき者の決定」を「選挙人名簿の登録」に、「脱漏」を「選挙人名簿に脱漏」に改め、同表の第二十四條第二項の項中「選挙人名簿に登録する選挙人名簿」を「その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し」に改め、同表の第二十五條第二項の項中「選挙人名簿を修正し」に改め、同表の第二十五條第四項の項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定」を「選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消」に改め、同表の第二十六條第三項の項、第二十七條第一項の項、第二十九條第七項の項及び第二十九條第八項の項を削る。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第十一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「登録月（三月、六月、九月及び十二月をいう。）の二十日」を「公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日」に改め、同条ただし書を削る。

第十二条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

5 選挙人名簿は、三月三十一日をもつて確定する。

6 選挙人名簿は、次年の三月三十日まで据えおかなければならぬ。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除き、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

第十一条中「、第二十七条第一項（表示）、第

二十九条第七項及び第八項（選挙人名簿の確定等）を削り、「第二百七十条の二」を「第二百七十条」に改め、同条の表の第二十三条第一項

八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条」を「次条第三項及び第二十一条」に改める。

第三条に次の一項を加える。

第三条に次の一項を加える。

3 住民は、常に、住民としての地位の變更に
関する届出を正確に行なうように努めなけれ
ばならず、虚偽の届出その他住民基本台帳の
正確性を阻害するような行為をしてはならな
い。

「報告書は本号末尾に掲載」

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長齋藤邦吉君。

邦吉君。

第十條中「第二十六條第一項若しくは第二項」を「第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十六條第一項、第二十七條第三項、第二十八條第一項若しくは第二項」に改定する。

〔齋藤邦吉君登壇〕

いて準用する同法第二十六条第一項の規定若しくは同法第二十七条第四項」を「第二十八条」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

市町村長は、第八条の規定により住民票の

記載等をしたときは、遅滞なく、当該記載等で選挙人名簿の登録に関係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第四十四条第一項中「した者は」の下に、「
他の法令の規定により刑を科すべき場合を除
き」を加え、同項ただし書を削る。

理由

選挙人名簿の登録を、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有するものについて行なうこ

本案は、選挙人名簿の登録を、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有する者について行なうこととするほか、登録方法の合理化をはからうとするものでありまして、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、選挙人名簿の登録は、市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民で、その者の住民票が作成された日から三カ月以上、また、転入者については、住民基本台帳法に基づく転入届けをした日から三カ月以上、その市町村の住民基本台帳に記録されている者について行なうとするものであります。

本案は、選挙人名簿の登録を、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有する者について行なうこととするほか、登録方法の合理化をはかるうとするものでありまして、そのおもな内容は次のとおりであります。

その内容は、選挙人名簿の登録制度を十分住民

内閣総理大臣 佐藤 榮作

を降却し、又は現に存する公営住宅及び共同施設を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設し、又は新たに公営住宅及び共同施設を建設する事業（新たに建設する公営住宅又は新たに建設する公営住宅及び共同施設と一体の公営住宅又は共同施設を当該区域内の

第七条第一項中「基いて」を「基づいて」に、

して、第一種公営住宅の建設についてはその二分の一、第二種公営住宅の建設についてはその二分の一を「対し、当該公営住宅の工事費のうち、第一種公営住宅に係るものにあつては二分の一を、第二種公営住宅に係るものにあつては」に改め、同条第二項中「基いて」を「その費用」を「当該共同施設の費用」に改め、同条第三項中「同項に規定する住宅の建設又は共同施設の建設に要する費用を設大臣の定める標準建設費をこえるときは、建設費をその費用と」を「公営住宅の工事費を共同施設の工事費が標準工事費をこえるとき標準工事費を公営住宅の工事費又は共同施設

の工事費と」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項に規定する標準工事費は、公営住宅の工事費又は共同施設の工事費として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

第八条第一項中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「その費用」を「当該第二種公営住宅に係る公営住宅の工事費」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「こう水」を「洪水」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

3 国は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又は公営住宅若しくは共同施設の補修をするときは、公営住宅に係るものにあつては前条第一項に規定する補助率の、共同施設に係るものにあつては同条第二項に規定する補助率の区分に従い、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費、当該共同施設に係る共同施設の工事費若しくはこれらの補修（以下「災害に基づく補修」という。）に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧（公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の

造成をいう。以下同じ。）に要する費用を補助することができる。

第八条に次の二項を加える。

4 前項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の工事費若しくは共同施設の工事費、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用が、それぞれ、標準工事費、標準補修費又は標準宅地復旧費をこえるときは、標準工事費を公営住宅の工事費若しくは共同施設の工事費と、標準補修費を災害に基づく補修に要する費用と、標準宅地復旧費を公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用とみなす。

5 前項に規定する標準工事費、標準補修費又は標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の工事費若しくは共同施設の工事費、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

第十条中「基く」を「基づく」に改める。

第十一条の二中「行う」を「行なう」に改め、第三章中同条を第十一条の三とする。

第十一条中「及び第十二条に規定する公営住宅の建設に要する費用の償却の条件を参し、や、くして」を「第十二条第一項の公営住宅の工事費の償却の条件等を参酌して」に、「基く」を「基づく」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（地方債についての配慮）

第十一条の二 国は、事業主体が公営住宅を建設するための土地の取得等又は共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用に充てたるために起つ地方債については、前条の規定によるほか、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

第十二条の二を第十二条の三とする。

第十二条第一項中「当該公営住宅の建設（当該公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを除く。以下第十三条第三項において同様とする。）に要した費用」を「当該公営住宅の工事費」に、「国又は地方公共団体から補助を受け、又は通常の条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付を受けた場合」を「国若しくは地方公共団体から補助を受け、若しくは通常の条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付を受けた場合又は国から次条第一項の規定による補助を受けた場合」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（家賃収入補助）

第十二条の二 国は、事業主体に対して、政令で定めるところにより、毎年度、予算の範囲内において、当該事業主体の管理する公営住宅に係る公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用（第八条第三項の規定により公営住宅の建設に係る公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用について国から補助を受けるときは、当該費用を除く。次項及び第三項に

おいて同じ。）の額に政令で定める率を乗じて得た金額を補助するものとする。

2 前項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用が標準価額をこえるときは、標準価額をその費用とみなす。

3 前項に規定する標準価額は、適正な立地条件を備えている土地に公営住宅を建設するものとした場合における公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

第十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、「建設大臣の承認を得て」を削り、同条第二項中「聞かなければならない」を「聞いたり、建設大臣の承認を得なければならぬ」に改め、同条第三項中「建設に要した費用」を「工事費」に改め、同条第四項中「第二項の規定による家賃の定又は変更について第一項の規定による」を「第二項の規定により、」に改め、同条第五項中「第一項を」を「第二項」に改める。

第十六条第一項中「不良住宅の撤去」の下に「公営住宅建替事業による公営住宅の除却」を加え、「除く外」を「除くほか」に改める。

第十七条中「少くとも左の」を「少なくとも次の」に改め、同条第二号中「但し」を「ただし」に、「第二項」を「第三項」に、「因り」を「より」に改める。

第二十一条の二第一項中「政令で定める基準」

を「公営住宅の種類に応じて政令で定める基準」に改め、同項後段を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二十一条の三 事業主体の長は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準をこえる高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の政令で定める基準は、第一種公営住宅に係る前条第一項の政令で定める基準を相当程度こえるものでなければならない。

3 第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

4 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、すみやかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

5 事業主体の長は、第一項の規定による請求を受けた者が病氣にかかっていることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

第二十一条の四 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上入居しており、かつ、公営住宅の種類に応じて第二十一条の二第一項の政令で定める基準をこえる収入のある場合において、必要があると認めるとき

は、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせんする等その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、前条第一項の規定による請求を受けた者に対しては、その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするように、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等について、特別の配慮をしなければならない。

第二十三条の二 中「又は第二十一条の二の規定によるあつせん、割増賃料の徴収等」を、「第二十一条の二第二項の規定による割増賃料の徴収、第二十一条の三第一項の規定による明渡し」の請求、第二十一条の四の規定によるあつせん等又は第二十三条の八の規定による公営住宅への入居に改め、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章の二 公営住宅建替事業
(公営住宅建替事業の施行)

第二十三条の三 地方公共団体は、公営住宅の建設を促進し、及び公営住宅の居住環境を整備するため必要があるときは、公営住宅建替事業を施行するように努めなければならない。
(公営住宅建替事業の施行の要件)

第二十三条の四 公営住宅建替事業は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に施行することができる。
一 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅が市街地の区域又は市街化が予想される区域

域内の政令で定める規模以上の一団の土地に集団的に存していること。

二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の大部分が第二十四条第一項の耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき公営住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。

三 公営住宅建替事業により新たに建設すべき公営住宅の戸数が当該事業により除却すべき公営住宅の戸数の二倍以上であること。ただし、当該土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合その他特別の事情がある場合には、当該除却すべき公営住宅の戸数をこえれば足りる。

四 公営住宅建替事業により新たに建設すべき公営住宅が高層又は中層の耐火性能を有する構造の公営住宅であること。

(建替計画)
第二十三条の五 事業主体の長は、公営住宅建替事業を施行しようとするときは、あらかじめ、公営住宅建替事業に関する計画(以下「建替計画」という。)を作成して、建設大臣の承認を得なければならない。

2 建替計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
一 公営住宅建替事業を施行する土地の面積
二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅及び当該事業により新たに建設すべき公営住宅の戸数

三 公営住宅建替事業により新たに建設すべき公営住宅の構造
四 その他建設省令で定める事項

3 建替計画は、土地の合理的な高度利用について適切な考慮が払われたものでなければならない。

4 建設大臣は、建替計画に係る公営住宅建替事業が前条各号に掲げる要件に適合すると認める場合でなければ、第一項の承認をしてはならない。

5 第一項の規定により、市町村長が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

6 事業主体の長は、第一項の規定による建設大臣の承認を得たときは、建設省令で定めるところにより、当該建替計画に係る公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の入居者(その承認があつた日における入居者に限る。)に対し、その旨を通知しなければならない。

7 前各項の規定は、建替計画の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、当該変更に係る前項の規定による通知は、当該変更により新たに除却すべき公営住宅となつたものの入居者及び除却すべき公営住宅でなくなつたものの入居者にすれば足りる。

昭和四十四年四月十五日 衆議院會議録第二十六号 公営住宅法の一部を改正する法律案

(公営住宅の明渡し請求)

第二十三条の六 事業主体の長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、前条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して三月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、すみやかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

(仮住居の提供)

第二十三条の七 事業主体は、前条第一項の規定による請求に係る公営住宅の入居者に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

(新たに建設される公営住宅への入居)

第二十三条の八 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者(当該事業に係る建替計画について第二十三条の五第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による建設大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。)で、三十日を下らない範囲内で当該入居者とともに事業主体の長の定める期間内に当該

事業により新たに建設される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第十七条の規定は、適用しない。

2 事業主体の長は、前項の期間を定めるときは、当該入居者に対して、これを通知しなければならない。

3 事業主体の長は、第一項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間を置いてその者が公営住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該公営住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。

4 事業主体は、正当な理由がないのに前項の規定による通知に係る入居することができず期間内に当該公営住宅に入居しなかつた者については、第一項の規定にかかわらず、当該公営住宅に入居させないことができる。

5 事業主体が、第一項の規定により、同項の規定による申出をした者を当該公営住宅建替事業により新たに建設された公営住宅に入居させた場合における第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二十一条の四の規定の適用については、その者が当該事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに建設された公営住宅に入居している期間に通算する。

(説明会の開催等)

第二十三条の九 事業主体の長は、公営住宅建替

事業の施行に関し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該事業により除却すべき公営住宅の入居者の協力が得られるように努めなければならない。

(移転料の支払)

第二十三条の十 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、当該事業の施行に伴い住居を移転した場合においては、その者に対して、建設省令で定めるところにより、通常必要な移転料を支払わなければならない。

第二十四条第三項中「因り」を「より」に、「認めるときは、建設大臣の承認を得て、その」を「認める場合において建設大臣の承認を得たとき、又は第二十三条の五第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による建設大臣の承認を得た建替計画に係る公営住宅建替事業の施行のため必要がある場合においては、公営住宅又は共同施設の」に改める。

第二十六条第一項中「基く」を「基づく」に、「行い」を「行ない」に、「又は書類」を「若しくは書類」に改める。

第二十八条中「基く」を「基づく」に改める。

第三十条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十三条第二項」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十三条の五第一項(同条第七項におい

て準用する場合を含む。)の規定による建替計画の承認
附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の公営住宅法(以下「新法」という。)第七条及び第八条の規定は、昭和四十四年度分の予算に係る国の補助金(昭和四十三年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和四十四年度以後に支出すべきものとされた国の補助金を除く。)から適用し、昭和四十三年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和四十四年度以後に支出すべきものとされた国の補助金及び昭和四十三年度以前の年度分の予算に係る国の補助金で昭和四十四年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 新法第十二条の二の規定は、事業主体が、国から新法第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による補助を受けて建設した公営住宅について適用する。

4 この法律の施行の際現に事業主体がこの法律による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)第十三条第一項の規定により建設大臣にしている公営住宅の家賃の変更(変更後の家賃が旧法第十二条第一項に規定する限度をこえるものに限る。)又は家賃の定めについての承認の申

請は、新法第十三条第二項の規定によつてしたものとみなす。

5 新法第二十一条の三第一項の規定による請求は、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者については、賃借期間の定めがないとき及びこの法律の施行の際における賃借期間の残存期間が二年以内であるときはこの法律の施行の日から起算して二年を経過した日、当該残存期間が二年をこえるときは当該残存期間を経過した日以後でなければすることができない。

6 新法第二十一条の三第一項の規定により政令で基準を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者について相当と認められる配慮をしなければならない。

7 事業主体は、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者で、新法第二十一条の三第一項の規定による請求を受けたものの公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等についての希望を尊重するように努めなければならない。

(国有財産特別措置法の一部改正)

8 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「標準建設費(公営住宅法第七條第三項又は住宅地区改良法第二十七條第三項に規定する標準建設費をいう。)」を「標準価額(公営住宅法第十二條の二第二項に規定する標準価額をいう。又は標準建設費(住宅地区改

良法第二十七條第三項に規定する標準建設費をいう。に、又は宅地の造成)を若しくは宅地の造成に改める。

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

9 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「建設費用」を「工事費」に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)

10 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第十一条の二」を「第十一条の三、第十二条、第十二条の三から第二十一条の二まで、第二十一条の四前段、第二十二條から第二十三條の二まで及び第二十四條」に改める。

第三十六條第三号中「第十三條第一項」を「第十三條第二項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(住宅地区改良法の一部改正に伴う経過措置)

7 公営住宅法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第四項の規定は、同法の施行の際現に都道府県又は市町村が同法附則第十項の規定による改正前の住宅地区改良法(以下「旧住宅地区改良法」という。第二十九條第一項において準用する公営

住宅法の一部を改正する法律による改正前の公営住宅法(以下「旧公営住宅法」という。第十三條第一項の規定により建設大臣にしてある改良住宅の家賃の変更(変更後の家賃が旧住宅地区改良法第二十九條第一項において準用する旧公営住宅法第十二條第一項に規定する限度をこえるものに限り)又は家賃の定めについての承認の申請について準用する。)

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

11 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「第八條第二項」を「第八條第三項」に改める。

第二十二條第一項中「その費用」を「当該公営住宅の工事費」に改め、同條第二項中「建設に要する費用」を「工事費」に、「第七條第三項」を「第七條第三項及び第四項」に改める。

理由

公営住宅等の建設についての国の補助の制度を改め、これに伴う家賃の変動を避けるため、事業主体たる地方公共団体に対して家賃収入補助をすることとする。一定の基準をこえる高額収入のある公営住宅の入居者に対する措置及び公営住宅の建替えについての措置に関する規定を整備すること等により、公営住宅の建設の促進と

その管理の適正化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事金丸信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔金丸信君登壇〕

○金丸信君 ただいま議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、公営住宅建設の促進をはかるため、土地の取得を容易にし、及び公営住宅の管理の適正化をはかることを目的とするもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、土地取得等に要する費用を国の補助から融資に改め、国は、事業主体がこれらの費用に充てるために起こす地方債について適切な配慮をする。同時に、土地取得等に要する費用の切りかえに伴う家賃の変動を避けるため、事業主体である地方公共団体に対し家賃収入補助を行なうこと。

第二に、公営住宅に五年以上入居し、一定の高額収入を得るに至った者に対し、明け渡し請求に関する規定を設けるとともに、事業主体は、入

昭和四十四年四月十五日 衆議院會議録第二十六号 公営住宅法の一部を改正する法律案

居者の明け渡しを容易にするように、他の公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をすること。

第三に、明け渡しを請求を受けた者が病氣その他特別の事情がある場合は、明け渡しを期限を延長することができることとし、現に公営住宅に入居している者は、法改正後二年間は明け渡しを請求できないこととするほか、明け渡しを基準について相当の配慮をすること。

第四に、公営住宅の建てかえ事業を施行できる場合の要件を定めるとともに、事業を施行しようとするときは、事業主体はあらかじめ建てかえ計画について建設大臣の承認を得た後、事業の施行に伴い必要があるときは、一定の期限を定めて入居者に明け渡しを請求することができること。

第五に、建てかえ事業の施行に伴い、明け渡し請求を受けた者に対し事業主体は必要な仮住居を提供するとともに、新たに建設される公営住宅へ入居の申し出をした者には、その公営住宅に入居させなければならないこととするほか、事業の施行に伴い入居者がその住所を移転した場合は、通常必要な移転料を支払わなければならないこととする。することである。

本案は、二月二十八日本委員会に付託され、三月五日提案理由の説明を聴取し、また、三月二十五日には公聴会を開会し、その間熱心かつ慎重に審議したたのでありますが、その詳細につきましては会議録に譲ることにいたします。

公営住宅法の一部を改正する法律案

かくて、四月十一日、本案に対する質疑を終了しましたが、自由民主党を代表して大野明君より、施行日を公布の日に変更する修正案が提出され、提出者より趣旨の説明を聴取した後、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して岡本隆一君より、本案及び修正案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、本案及び修正案は賛成多数をもって可決、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して、自由民主党を代表して田村良平君より提案の附帯決議が付されましたが、その内容は会議録によって御承知をお願いいたします。

右、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

公営住宅法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

公営住宅法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

○副議長(小平久雄君) 討論の通告があります。これを許します。福岡義登君。

〔福岡義登君登壇〕

○福岡義登君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行なわんとするものであります。

まず第一に指摘しなければなりませんのは、佐藤内閣の住宅政策に対する基本的な姿勢についてであります。

御承知のとおり、今日のわが国の住宅事情はきわめて深刻であります。現在、わが国の人口は一億二千万人であり、これが世帯数は二千七百万世帯にのぼっています。一世帯の平均は約三・八人であり、最近の世帯の分極化傾向は一そう住宅難に拍車をかけています。若い青年男女諸君が希望に燃え、新生活を営もうといたしまして、住むに家がないという状態であります。戦後の住宅難はひとりわが国だけではなく、西独、フランス、イタリアなどもわが国以上の住宅難でありましたが、政府の適切な施策によってそれをりっぱに克服したおるのであります。しかるに、経済の高度成長を誇るわが国においてこの住宅問題が解決しないのは、歴代自民党内閣が大企業に奉仕して国民生活を顧みなかったところにその原因があるのであります。

政府は昭和四十一年度を初年度とする住宅五カ年計画を策定しました。これは六百七十万戸を五カ年間に建設するというものであります。当時、私たちは七百六十万戸を要求したのでありますが、政府はこれを拒み、六百七十万戸の計画を強

行したのであります。しかも、この六百七十万戸の建設計画のうち、公的資金による政府施策住宅はわずかに四〇%の二百七十万戸という計画で、他は民間自力に期待するというあなたたまたかせの無責任なものであります。そのように不十分な五カ年計画でありましたが、それすらも計画どおりに進行していないというのが現状であります。

すなわち、昭和四十四年度は五カ年計画の第四年目に当たりますが、かりに今年度計画が予定どおりに遂行されたとしても、その達成率は、民間自力によるものが順調であるのに対し、公的資金による政府施策住宅はわずかに七一・八%でしかないのであります。つまり、公的資金による政府施策住宅は、五カ年計画の最終年度となる明年度において七十二万二千戸の建設を行なわなければならないことになるのであります。ところが、今日までの政府施策の実績からすれば、このことはとうてい不可能だと考えられるのであります。したがって、今日重要なことは、政府提案のような制度の改正ではなく、深刻な住宅不足のもとで、いかにして一戸でも多くの住宅を建設するかということではないかと思ふのであります。この姿勢がなく、いたずらに、しかも、それが国民の反対する方向において制度が改正されるということは、本末転倒といわなければなりません。

福田大蔵大臣は、今国会冒頭の財政演説において、政府施策住宅の建設戸数を、前年度に対し七

万六千戸余り増加し五十七万三千戸としたと大みえを切りましたが、これは国民を欺瞞するものはだしいといわなければなりません。表面上の建設戸数は五十七万三千戸となっております。

も、その内容は、居住者負担となる財政投融資によるものが全体の八四%で四千二百六十億円で、その対し、一般会計ではわずかに七百九十四億円でしかないであります。これは前年度予算に對し一三%の伸び率で、予算規模の一五・八%という伸び率には及んでいないのであります。また、一般会計予算総額に對する住宅予算は一・二%という低さであります。大蔵大臣は何をもつて大みえを切られるのか、その理解に苦しむものであります。特に、国民の多くが希望し、ときには何百倍という競争率となっている公営住宅は、昨年の八万八千戸に對し一万二千戸しか増加していないのであります。佐藤内閣の社会開発、人間尊重の看板はどこへ行ったかと言いたいのであります。(拍手)

冒頭申し述べましたとおり、深刻な住宅難の解決は、制度の改正でなくて、大幅予算の増額により大量の住宅を建設するというでなければならぬといふことでありまして、この根本問題を忘れた今回の法案には反対せざるを得ないといふのが、私も日本社会党の基本的な態度であります。

以下、法律案の内容について、反対の理由を申

し述べたいと思います。

その第一は、宅地に對する従来の補助制度を廃止し、これを融資制度に切りかえようという点についてであります。

宅地に對する現行制度では、第一種公営住宅の場合には二分の一、第二種公営住宅の場合には三分の二の国庫補助を行なつておるのであります。この補助制度を廃止し、今後はすべて起債による融資とするのであります。この結果、はたしてどのようなことになるでしょうか。当然のこととして、事業主体である地方自治団体の財政を圧迫するということになるのであります。この結果、住宅建設の意欲が、地方自治団体にあつても、財政事情からこれが推進をはかることが不可能となり、住宅は建設されず、住宅対策は後退するものであります。このような逆行的な方向は絶対に容認することができないのであります。また、融資によつて宅地を取得し、そこに住宅を建てれば、それだけ家賃が高くなることもまた当然であります。家賃が高くなれば、入居者の家計を圧迫するばかりでなく、一般物価をも刺激するということになるのであります。この面からも、とうてい賛成することはできません。政府は、家賃の値上りを防止するため、宅地補助打ち切りに見合う家賃収入補助を行なうと説明しているのであります。しかし、これは宅地取得の実勢価格に對してではなく、建設大臣の定める標準価格を限度とするといふものでありますから、全面的な家賃対策

とはならないおそれが多分にあるのであります。次の問題は、いわゆる高額所得者の入居制限、明け渡しの問題についてであります。

政府は、一定以上の高額所得者には公営住宅を明け渡してもらい、低所得者に回したいと説明しているのではありませんが、公営住宅総戸数四百四万戸のうち、高額所得者としての対象者は二千数百名にしかすぎないのであります。政府は、このような事情であるにもかかわらず、あたかも高額所得者が多数入居しているから低所得者が入居できないのであるかのごとき印象を強く与える説明を行なつていたのであります。これはみずからの政策の貧困を隠蔽し、問題をすりかえ、国民の対立感情をあおり、責任を回避しようとする、許すことのできない卑劣な態度といわなければなりません。(拍手)高額所得者といつても、収入調査の方法にも多くの問題を含んでおりますし、また、家族の収入の内容及びその取り扱いについて今後検討を必要としている現状にみても、今日の段階では、一部少数の高額所得者問題を論ずるより、建設戸数の増加をこそ検討することが急務であると確信するのであります。また、たとえ今日高額所得者であっても、企業倒産による失業、交通事故などの不慮の事故による世帯主の死亡などが発生した場合を考えますならば、その所得の永久的保証がないわけでありまして、強制明け渡しなどの処置をとることは、人道上からも許されないと

次の方は、建てかえについてであります。

私たちも、一定の条件のもとに公営住宅の建てかえが行なわれ、住宅事情の改善が促進されるといふことに異論を持つものではありません。しかし、この問題につきましても、未解決の問題が多くあるのであります。その一つに、分譲の問題があります。一定年数以上の入居者には分譲するといふことが約束をされ、すでに分譲を受けた者も、分譲を受けようとしても受けられない者との均衡をどうするかということがあります。この問題は、ただ単に均衡論だけではなく、入居者与管理者の間において行なわれた私法上の契約の不履行の要素もあるわけでありまして、問題は重大であるといわなければなりません。また、建てかえの基準をどうするのか、建てかえ対象となる住宅の未償却部分が地方財政を圧迫しないか、さらに、建てかえ事業の基準はどうするのか、その他仮設住宅の問題、立ちのき期間、再入居等々の問題があるのであります。

以上、反対の理由を述べてまいりましたが、私たちは、ただ単に政府案に對して反対したばかりでなく、積極的、建設的な提案を行なつてきたのであります。

その要点は、第一に、住宅建設の中心を公営住宅に置き、その補助率は、一種、二種の差を廃止し、一律に三分の二に引き上げること。第二は、家賃を合理的なものにするため、一定の基準に對

し、一定の割合以内とすること。第三は、現行五カ年計画は今年度をもって打ち切り、新たに昭和四十五年度を初年度とする新五カ年計画を定め、建設総戸数七百六十万戸とし、そのうち、公的資金によるものを六〇％とし、さらに、この公的資金による戸数のうち、六〇％に相当する二百八十万戸を公営住宅として建設することによって住宅難の緊急解消をはかること。第四は、宅地対策についてであります。住宅対策の基本は宅地対策にあるといつても過言でありません。今日、宅地の円滑なる供給、宅地の高騰、これらに対する対策などを抜本的に行なうためには、どうしても宅地対策を立てなければなりません。この際、宅地の公的管理を行なうべきであるとの提案を行なったのであります。特に、今年六月施行される都市計画法によつて市街化区域に指定される地域の地価は、予想できないほどの高騰を呼ぶものと思われまふ。また、公営住宅の適正立地、良好な環境、公共施設の整備、公共事業費の効率化等の実現のためにも、市街化区域の宅地は市町村管理とし、その権限のもとに住宅を建設すべきであるというものであります。

以上を骨子とする建設的な提案を行なつたのでありますが、その一部が附帯決議に取り入れられたのみで終わったことは、まことに残念にたえないところであります。しかし、私たち日本社会党の住宅政策は、同時に国民の声であることを確信し、将来にわたつてその実現のため、一そう強力な活動を展開する決意をここに披瀝いたしました。私の反対討論といたします。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
○副議長(小平久雄君) 日程第三、国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立学校設置法の一部を改正する等の法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表三重大学の項中「教育学部」を「教育学部」に改める。

第三条の二第二項中「大阪大学」を「大阪大学語大」に改める。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中茨城大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

千葉大学養護教諭養成所	千葉県	千葉大学
-------------	-----	------

(国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法の廃止)

第三条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(国立工業教員養成所の存続に関する経過措置)

2 国立工業教員養成所は、この法律の施行の際現に当該養成所に在学する者があるときは、第三条の規定にかかわらず、その者が当該養成所に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(国立工業教員養成所の授業料等の免除等に関する経過措置)

8 附則第二項の規定によりなお存続する国立工業教員養成所の所長、教授、助教授及び助手の

3 この法律の施行の際現に国立工業教員養成所に在学する者又はすでにこれを卒業した者の当該養成所における授業料その他の費用の免除及びその徴収の猶予については、なお従前の例による。

(国立工業教員養成所の卒業者の大学への編入学に関する経過措置)

4 国立工業教員養成所を卒業した者の大学への編入学については、なお従前の例による。

(日本育英会法の一部改正)

5 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ三を削る。

(日本育英会法の一部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行の際現に国立工業教員養成所に在学する者又はすでにこれを卒業した者で、この法律の施行前の日本育英会との貸与契約により学資の貸与を受けたものに係る貸与金の返還免除については、なお従前の例による。

(教育公務員特例法の一部改正)

7 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第三十四条を削る。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

8 附則第二項の規定によりなお存続する国立工業教員養成所の所長、教授、助教授及び助手の

身分取扱については、なお従前の例による。
(文部省設置法の一部改正)

9 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中、「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)」を「及び国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

10 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」を「旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」に改める。

(国立学校特別会計法の一部改正)

11 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立学校、」を「国立学校及び」に改め、「及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第三條第一項に規定する国立工業教員養成所」を削る。

附則第十項以下を一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十一項の規定による第一条の規定の改正後同法附則第二

項の規定によりなお存続する国立工業教員養成所に係る経理については、なお従前の例による。

理 由

三重大学に学部を増設し、大阪外国語大学に大学院を設置し、千葉大学養護教諭養成所を新設するとともに、臨時に設置した国立工業教員養成所を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。文教委員会理事藤波孝生君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔藤波孝生君登壇〕

○藤波孝生君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、三重大学に工学部を、大阪外国語大学に大学院を設置すること。

第二に、千葉大学養護教諭養成所を新設すること。

第三に、臨時に設置した国立工業教員養成所を廃止すること。

第四に、この法律は、昭和四十四年四月一日から施行することとし、施行に必要な経過措置を定めるとともに、その他関係法律の規定を整備することであります。

本案は、去る二月八日当委員会に付託となり、同月十九日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。以来、慎重に審査いたしました。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、四月十一日、本案に対する質疑を終了、次いで、藤波孝生外三名から、本案に対し、この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用することを趣旨とする自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかる修正案が提出されました。

本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決、よつて、本案は修正議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案に対する修正案(委員会修正)

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則第二項及び第三項中「この法律の施行の際現に」を「昭和四十四年三月三十一日に」に改める。

附則第六項中「この法律の施行の際現に」を「昭和四十四年三月三十一日に」に改める。

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(小平久雄君) 内閣提出、ガス事業法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣大平正芳君。

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) ガス事業法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

昭和四十四年四月十五日 衆議院會議録第二十六号

ガス事業法の一部を改正する法律案についての大平通商産業大臣の趣旨説明 ガス事業法の一部を改正する法律案の

七二六

家庭用エネルギーの需要は逐年増加の一途をたどっており、ガスは国民の日常生活に不可欠なエネルギーとして今後とも一そうその地位を高めてまいるものと考えられます。その過程におきまして、主要な供給源である都市ガス及び液化石油ガスは、それぞれその特性に応じた機能を果たしていくことが期待されます。

このうち、都市部において重要な役割りを果たす都市ガス事業につきましては、近時、石炭から石油への原料転換等に伴い、経済性の見地からガス発生設備等が高圧、大容量となりつつありますが、その反面において、事故発生の防止への配慮が要請されてきております。また、消費生活の向上とともに、各種のガス用品が広く普及いたしますとともに、家屋構造の変化と相まちまして、ガス用品による災害の発生の防止も重要な課題となつてまいりました。さらに、近年、新しい家庭用ガス体エネルギーの供給方式として、いわゆる液化石油ガス等の小規模導管供給事業が目ざましい普及を見せております。これは、導管によりガスを供給するという点で都市ガス事業と類似の性格を持つておりますので、消費者の利益を確保するために、都市ガス事業と同様に公益事業としての規制を行ないますとともに、都市ガス事業との間に所要の調整を行なう必要がございます。

このように、ガス事業を取り巻く環境は最近大幅に変化しております。政府におきましても、このような情勢に対処すべく、ガステ燃料の供給体制のあり方につき、総合エネルギー調査会の審議等を通じて検討を進めてまいりましたが、その結果、今般ガス事業法について所要の改正を行なうこととしたものであります。

次に、本法案の概要を御説明申し上げます。第一は、一般ガス事業者に対する保安規制の強化であります。

すなわち、ガス発生設備、主要な導管等一般ガス事業の遂行上重要なガス工作物につきまして、工事計画の認可及び使用前検査の制度を設けますとともに、このうち、一定のものは設置後も定期検査を行なうこととするほか、一般ガス事業者に対し、保安規程の届け出の義務を課する等、保安の確保と安定供給の達成等に万全を期することとしたしております。

第二は、ガス用品の取り締まりを行なうこととあります。

一般消費者等が使用する都市ガス用のガス用品について検定制及び製造事業者の登録制を採用し、指定検定機関または登録製造事業者が付した表示のないものは販売してはならないこととしたしますとともに、ガス事業者は、一般消費者に対しガスの消費機器の設置及び使用に際して危険防止のための注意事項を周知させ、さらに、一定の事項については調査を行なう義務を課する等の規制を行なうこととしております。

第三は、液化石油ガス等小規模導管供給事業に対する公益事業規制であります。

液化石油ガス等小規模導管供給事業のうち、供給の相手方の数が五十以上のものについて、新たにガス事業法の中で簡易ガス事業として公益事業規制を行なうこととし、通商産業局長は、一般ガス事業者が適切かつ確実なガスの供給計画を有する地域にかかる簡易ガス事業の許可を行なうにあつては、通商産業局ごとに学識経験者により構成する地方ガス事業調整協議会の意見を聞いて、一般ガス事業との調整をはかることとしたしております。

さらに、簡易ガス事業に対して、技術基準適合義務等と内容とする保安規制のほか、料金の認可等一般ガス事業に準じた規制を加えることとしたしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(小平久雄君) ただいまの趣旨の説明に對して、質疑の通告があります。これを許します。佐野進君。

〔佐野進君登壇〕

○佐野進君 ただいま趣旨説明のありましたガス事業法の改正案について、日本社会党を代表して、總理並びに關係大臣に質問し、政府の方針を伺うものであります。(拍手)

本改正案は、都市政策不在の高度経済成長政策

と利潤追求第一主義による企業活動によつてまたらされた過密、過疎、住宅難、交通難、公害等、生活環境の悪化によつて人間の生存権が侵害されている都市問題の一つとして、家庭燃料部門に起きた諸矛盾を解決する方法が、LPG小規模導管供給の一部を簡易ガス事業として法制化することによつて当面を糊塗し、矛盾点をますます深化させることとあります。このような法律改正が住宅建設、道路建設、上下水道建設をはじめとする関連公共施設の整備等、計画的な都市づくりがないまま行なわれることは、欧米先進国には見られない現象であり、その結果、都市地域における混乱、窮乏、無秩序、危険等をますます助長することになるが、都市問題に対する總理並びに建設大臣の所見をお伺いいたします。

そもそも、ガス事業法は、消費者の利益を守り、保安を確保し、ガス事業の健全なる発展をはかることを目的としていのでありますが、この改正案は、佐藤内閣の産業政策の欠陥である大企業優先、中小零細企業切り捨てという基本的な姿勢を露呈し、かつ、消費者の利益を無視し、保安の確保を危うくするものであり、大企業保護の政策を具体的に示すものであります。

まず第一に、この改正案は消費者の利益が除外されていることであります。

その一つは、家庭用エネルギーの需給計画がないこととあります。昭和二十九年、ガス事業法制定当時ほとんど予測し得なかつたプロパンガス

は、その利便性と経済性のため飛躍的に需要を増大し、今日、都市ガス利用約八百万世帯に対し、一千四百万を数え、全国世帯数二千五百四十六万世帯に対しその販路が広がり、家庭燃料として、電気、灯油等とともに一大変革を起こしたのであります。しかるに、この改正案は、その現実に目をとおし、大都市ガス事業を守るあまり、消費者の利益を考えず提案されたものであります。この際、消費者の利益を守るため、将来の家庭用エネルギー需要措置をどのようにするのか、また、長期的家庭用エネルギー供給体制の中で、都市ガスとプロパンガスをどのように位置づけようとするのか、総理並びに通産大臣にお伺いいたします。

次は、料金について。

今回の改正案では、その一部を簡易ガス事業として公益性を付与し、料金は認可制となるので、今日、都市ガスの値上がりを押えているLPGが簡易ガスとなることにより値上りをもたらし、歯どめの効果を失えば、都市ガスの値上げを誘発するおそれがあり、いまや公共料金抑制政策は物価問題の中心であるが、料金決定はどのようにするのか、また、特に容器売り等、LPガスの販売価格が地域的に不均衡がある事態をどうするのか、通産大臣並びに経済企画庁長官にお伺いいたします。

また、悪名高い電気ガス税撤廃についてであります。

今回、地方税法の改正によりガス税の課税最低

額が千円になったが、需要の伸びで、現実には大部分の使用量が千円以上となっているので減税の効果はあまりなく、さらに、この税が消費生活に必要なエネルギーに対して課する悪税であることとおりであります。今回のガス事業法改正案提出を機会に、ガス税の撤廃は直ちに行なうべきだと思ふが、総理並びに自治大臣の所見をお伺いいたします。

さらに、公益性についてであります。

この法律案は、エネルギー調査会が都市ガス業界の要望を一方的に受け入れ政府に答申し、その答申よりさらに後退した政府案は、公共性の名のもとに大企業保護に手をかけ、消費者に犠牲を転嫁するものといわなければなりません。すなわち、五十戸から一千戸までを簡易ガス事業の対象として公益性を付与しておりますが、四十九戸以下は公益事業でないというのではなか。四十九戸と五十戸の一戸の差が、法律的に公益性を決定する基準とは何でありましょうか。さらに、この改正によって消費者はガス使用の選択権が奪われ、将来大きな損害を受ける危険性が懸念されるのであります。現在は都市ガスの供給区域内外にかかわらず、消費者はその利便性からプロパンを利用しているのであるが、今回の改正案によれば、都市ガス会社がこの面にも容易に進出し得ることになり、本来努力すべき導管事業を放置し、各地において簡易ガス事業を始め、ひいては需要家の独占

という事態を招来し、消費者の選択権を必然的に制約することになると思ふが、通産大臣の見解をお伺いします。

第二に、保安の確保についてであります。

ここ数年の都市ガス事故とLPGの事故は、それぞれの利用者に多大の不安を与えております。昨年度において都市ガスは死者六十二人、中毒者五十八人で、前年に比べ死者十四人、中毒者九人と激増し、住民の不安ははかり知れないのであります。特に、この際問題とすべきは、東京板橋におけるガス管爆発により五名のとうとい人命の失われたことに関し、東京瓦斯のとりつづめる措置についてであります。今回の事件は、世界第一の規模を持つ東京瓦斯が、四十三年度上半期決算において四十億円の純益、年一割二分の配当を行ないながら、利用者に対し、老朽管取りかえ等の保安責任努力を怠り、保安確保に幾多の欠陥があることを露呈したのであります。改正案には一般ガス事業の保安規制の強化がうたわれていますが、過密都市における地下埋設物の錯綜は想像を絶するものがあり、この程度の規制強化では導管事故の防止は不可能と考えられるのであります。

さらに問題なのは、その処理にあたり、会社側は、犠牲者を忘れ、反省なく、社長みずから責任のがれにきゅうきゅうとしている事実であり、片や、鹿島建設のごとき巨大大土木会社の態度とともに、大企業の独善性は世の憤激を買いつつあるものであります。かかる行為はガス事業の公益性にも

とることであり、そのことが結果的に共同溝への加入を拒み、地下一・五メートルの浅いところにずさんな埋め戻しを行なわせた原因があるのであります。かかる姿勢でガス事業が独占されるならば、消費者の危険はきわめて大なるものといわなければなりません。

今後災害が発生した場合、政府はかかる大企業に対し、すみやかにその責任を明らかにさせるとともに、犠牲者に対する救済については、直ちに補償を行なわせる等きびしい指導をすべきと思ふが、総理並びに通産、建設、自治各大臣にその見解を伺うとともに、保安の確保について政府の姿勢をただしたいと思ひます。

さらに、この法案は、行政上の立場から中央集権化をはかる措置をとりうとしているものであり、このことは、簡易ガス事業を一般ガス業者だけに限らねんとする意図のあらわれであり、現在、高圧ガス取締法並びにLPガス法において、通産大臣は都道府県知事に大幅な権限を委任しているものであります。簡易ガス事業については地方通産局長にその権限を集中させ、結果的に広範な地域を管理監督するために保安の確保を不可能ならしめるとともに、小零細企業の営業権を圧殺せんとしているのであります。この際、簡易ガス事業に關しても都道府県知事に委任すべきと思ふが、通産大臣の所見をお伺いしたい。

第三に、この法案は、中小零細企業の圧迫であり、切り捨てであります。

昭和四十四年四月十五日 衆議院會議録第二十六号 ガス事業法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐野進君の質疑

七一八

今日わが国における全家庭の大部分が、二百二十九社の都市ガス業者と六万のプロパン業者が供給するガスを利用しております。しかるに都市ガスは、東京、大阪、名古屋の三社が全供給戸数の約七五%を占め、残りのわずかを二百二十余の中小都市ガス会社がまかなっているものであり、また、LP業界その他においても、そのほとんどが小零細企業であります。かかる状態のもとで行なわれる簡易ガス事業は、都市ガス、プロパンともに系列化が進められ、小零細企業の切り捨てが行なわれることは火を見るよりも明らかであります。試みに、昨年三月実施されたLPガス法によって転産業を余儀なくされた事業所は二千にも及ぶというところで、その深刻な状態は、簡易ガス事業の充足に伴い加速度的に増加することは間違いないやせんが、これにより経営の基盤を失う業者の対策をどのように考えるか。これはこの問題だけでなく、当面する中小企業対策全体の課題でありますので、総理の御答弁を伺いたい。

以上のごとく、この改正案は、エネルギー革命の実態を無視し、消費者の利益を阻害するのみならず、小都市ガス業者やLPG六万業者の生活権を脅かすものであると断ぜざるを得ません。現在の状態においては、法実施前に解決を要する幾多の課題があるのであり、むしろこの際、ガス事業法に対比すべきプロパンガス事業法を制定し、消費者の利益とガス事業の健全な発展をはかるべきであると思うが、総理にその決意をお伺いします。

(拍手)

第四は、あまりにも露骨な政府の大企業優遇についてであります。

長い歴史を持つ大都市ガス事業は、発足以来、公益事業として保護を受け、この間事業は順調に伸びる状態にありながら、三大会社を中心に、飛躍的に増加する人口に対応できず、住民の不満を増加させる反面、おおむね公益事業として地域的独占に安住し、企業努力が不足していることはいなめない事実であります。これらに対し指導すべき立場にある通産当局は、高級官僚の電力会社をはじめとする各会社、公団への天下りや、堀田事件にあらわれた汚職に見られるように、大企業優遇に明け暮れておりますが、特に、ガス事業については、公益事業局を中心に会社と癒着し、料金、安全確保等に関し指導を怠り、過日のごときガス爆発に對しきわめて甘い判断を示し、きびしい追及を受けているのであり、これら大企業に寛大な通産官僚行政に対し、きびしく指導すべきと思うが、総理大臣に決意をお伺いいたします。

(拍手)

さらに一方、会社側は、公益事業における実績と利益を、系列会社の育成やガス事業法第十二条に基づく施行規則第八条の規定にない事業に投入し、その支配力を強めるとともに、政界に対して政治献金を行ない、政治的発言を確保しつつあります。昨上半期六カ月間における献金は、自治省調べによると、自由民主党関係へ四千五十一

万円が出され、その大部分は東京瓦斯をはじめとする大手三社によるものと思われるのであります。このことは、過日のガス爆発の際に見られたように、社長が直ちに佐藤総理に陳情しているといわれることによっても明らかであります。このような実態の中で本家が成立するならば、ガス会社の供給区域内においては、その許可権を持つ通産省の思いのままにガス会社に許可が集中し、供給区域外においても優先することは明らかであります。これらに対し、その横暴を防ぐ道は、ガス会社に本来の役割以外に手を出させない義務を負わせるべきだと思ふが、通産大臣の所見をお伺いいたします。(拍手)

最後に、佐藤総理は、過日の本会議で、事故防止に關しその決意を披瀝し、あるいはまた中小企業対策についてその見解を明らかにされましたが、その本心は大企業優先であり、中小企業の切り捨てはやむを得ない、事故発生もそれらに關連した必要悪であると考えていると思わざるを得ない幾多の事例を聞き、あるいは見ているのであります。

消費者行政の中心になるこのような重要な法案を、頻発する災害や物価が高騰を続ける中で苦しむ消費者や中小零細業者の声を十分聞くことなく、安易に提出した真意をただし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

まず、政府の都市政策の進め方についてであります。人口、産業の都市への集中に伴って、都市周辺部へ市街地が無秩序に拡大していくのを抑制するとともに、既成市街地については極力再開発を行なって都市機能を回復し、向上させることが都市政策の基本的課題であります。このため、昨年制定された新都市計画法と近く御審議を願う都市再開発法案の二つを軸にして、強力な都市政策を推進してまいります。また、都市の諸施設を整備する場合、関連工事の同時施行については、今後一そう努力いたしますが、特に、共同溝のように、将来にわたっての基本的な都市施設となるべきものにつきましては、関係事業者の理解と協力を得て、秩序ある発展をはかりたいと、かように考えております。

次に、家庭用エネルギーの需要構造についての御質問は、通産大臣からお答へ申し上げます。電気ガス税の免税点の引き上げの結果、ガスの全需要者数の半数以上が免税点の適用対象となる、かように私どもは見えておりました。免税点引き上げの効果がなしとの御批判は、当たらないものと考えます。なお、電気ガス税についての私の考え方には変わりはありませんが、一方において、市町村財政にとっては有力な自主財源の一つとなっている現実をも考慮しながら、特に少額消費者の負担の軽減のため、今後とも努力をしてまいる考えでございます。

まず、政府の都市政策の進め方についてであります。人口、産業の都市への集中に伴って、都市周辺部へ市街地が無秩序に拡大していくのを抑制するとともに、既成市街地については極力再開発を行なって都市機能を回復し、向上させることが都市政策の基本的課題であります。このため、昨年制定された新都市計画法と近く御審議を願う都市再開発法案の二つを軸にして、強力な都市政策を推進してまいります。また、都市の諸施設を整備する場合、関連工事の同時施行については、今後一そう努力いたしますが、特に、共同溝のように、将来にわたっての基本的な都市施設となるべきものにつきましては、関係事業者の理解と協力を得て、秩序ある発展をはかりたいと、かように考えております。

次に、家庭用エネルギーの需要構造についての御質問は、通産大臣からお答へ申し上げます。電気ガス税の免税点の引き上げの結果、ガスの全需要者数の半数以上が免税点の適用対象となる、かように私どもは見えておりました。免税点引き上げの効果がなしとの御批判は、当たらないものと考えます。なお、電気ガス税についての私の考え方には変わりはありませんが、一方において、市町村財政にとっては有力な自主財源の一つとなっている現実をも考慮しながら、特に少額消費者の負担の軽減のため、今後とも努力をしてまいる考えでございます。

板橋のガス爆発事故は、沿道の一般住民に思わざる被害を与えたものであり、まことに遺憾にたえません。事故の原因につきましては、目下鋭意調査中であり、できるだけ早急に責任の所在を明確にしたいと考えております。被害者の方々に對する補償につきましても、十分な補償が行なわれるより、関係者をきびしく指導してまいります。

今回のガス事業法改正の主眼も、保安規制の強化にありますので、ガス事故の防止のために寄与するところである、かように考えております。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

また、佐野君は、私の考えが大企業優先、中小企業切り捨てであると断じておられますが、何をもってそのように言われるのか、理解に苦しむ次第であります。政府は、一般消費者、特に中小零細業者の保護育成には、あらゆる観点から意を用いております。今回の改正は、都市ガス及びLPガスに對し、その特性に応じた役割りを期待し、中小企業を主体とする簡易ガス事業を含めて、ガス事業の円滑な発展をはからうとするものでありますから、この点、特に御理解いただきたいと思ひます。

行政官庁における不祥事件の発生はまことに遺憾であります。公務員としての基本的な心がまえ、すなわち、国民に奉仕するという気持ちを忘れないよう、今後十分注意してまいります。同時に、職務権限配分の是正、チェック機能の強化など、事務運営の改善をはかるとともに、適正な人

事管理を行なつて、再びこのような不祥事件が起らないようにつとめてまいる決意でございます。

その他の問題につきましては、それぞれの所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

○國務大臣(大平正芳君) 家庭用エネルギーの位置づけでございますが、まき、炭、石炭等の固体エネルギーから、御案内のように漸次流体エネルギーに移行いたしました。現在はずでに八〇％が流体エネルギーに移っております。ただいまのところ、都市ガスがそのうち約一三％、LPガスが約一二％でございますけれども、社会経済発展計画の見通しを機会といたしまして、今後の展望に立ちまして、将来の位置づけを現実に即して見直してみたいと考えているところでございます。

それから第二は、簡易ガス事業を公益事業として位置づけたいのでございますが、その場合の料金規制についてのお尋ねでございます。五十軒以上に対する供給のために、一たん導管が布設されますと、消費者の選択がそれだけ制約をされますので、政府としては、原価主義によりましてその料金を規制する必要があるものでございまして、今後順次政府の統制下に置きまして合理化を進めまして、低廉なガスの供給に協力させたいと考えております。

びん売りのプロパンガス等の価格が地域的に不均衡であるという御指摘でございますが、これは

過当競争のいたすところでございます。私どもとしては、決してこれは歓迎すべき状況ではないと思うのでございます。

それから、今度の簡易ガス事業が都市ガスの事業者に偏重するのではないか、都市ガス事業者にも簡易ガス事業が認められる結果、そういうことになりはしないかという御懸念でございますけれども、これは、将来都市ガスが供給されるという確実な場合だけに簡易ガス事業を認めるのでございますが、一方、都市ガスの供給地域内におきまして、一般のガス事業者以外の者が簡易ガス事業を営むことを許すのでございまして、そのような御懸念はないものと考えております。

それから、五十軒以上と五十軒未満の限界をどのように考えたかということでございますが、これは二重投資の不経済を除く意味と、消費者の選択の自由を制約する意味と、この二つの調和点をほぼ五十軒供給というところに設定いたしましたのでございます。

それから、保安の強化の問題でございますが、ただいままでは、技術基準をきめまして自主的な努力を業者に求めておたのでございますが、今度の法改正を通じて、ガス工作物の事業計画の許可あるいは使用前の検査、あるいは定期検査等を通しまして、保安の一そうの強化につとめたいと考えております。

それから、ガス会社の兼業の問題でございますが、われわれといたしましては、ガスの供給に必

要な範囲にとどめておるのでございまして、決して野方図にガス供給事業者に兼業を認めておるものではないと思ひます。今後もしそういうつもりはないのでございます。

それから、この法律を施行いたしました結果、中小企業なんかの廃業を誘発するのではないかといいことでございますが、総理からお話がありまして、その懸念はないものと思ひます。そのようなことのないように十分配慮したいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣坪川信三君登壇〕

○國務大臣(坪川信三君) お答えいたします。

御質問の第一の、人口、産業の都市への過度な集中によりまして、都市周辺部の市街化のスプロール化現象が非常に著しくなりましたことは、御指摘のとおりでございます。これが対策といたしましては、先ほど総理もお述べに相なりましたごとく、本年六月施行を予定いたしております都市計画法に基づき、計画的に市街化をはかるべき区域として市街化区域を定め、これ以外の区域のスプロールを原則として禁止するとともに、この市街化区域においては都市施設を計画的に整備することといたしておる次第であります。近く御審議を願う予定になっております都市再開発法の制定によりまして、秩序ある都市形成を鋭意はかつてまいる所存でございます。

御質問の第二につきましては、大都市における地下埋設物の増加は著しく、また、自動車交通量

昭和四十四年四月十五日 衆議院會議録第二十六号 ガス事業法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐野進君の質疑 朗読を省略した議長の報告

七二〇

の増加と相まって事故が発生しております。その対策の一つとしては、共同溝の整備を今後ともはかつていく方針であります。ただ、ガス管を共同溝に収容することにつきましては、保安上の技術的諸問題がありますので、現在、建設省及び通産省が協力して委員会を設置いたしまして、その設計等を検討中であります。なお、共同溝が整備されない道路の地下埋設物につきましては、埋設場所、工事方法等について、技術的に再検討していきたいと考えております。

事故の原因につきましては、目下警察及び関係各省が調査中であり、現段階ではその責任の所在がまだ明らかになっておりませんが、被害者に対する救済は、東京都交通局、鹿児島建設及び東京瓦斯の三者の責任において解決すべきものと考え、すみやかに処理するよう強力に指導をいたしておりますので、御了承願いたいと思ひます。

(拍手)

〔国務大臣野田武夫君登壇〕

○国務大臣(野田武夫君) 今回の改正案では、簡易ガス事業の許可は通産局長が行なうこととなっておりますが、これは、通産局長が所管しております。一般ガス事業と簡易ガス事業との調整をはかるためにとられた措置でありまして、今後の運用にあたりましては、通産大臣と協議の上で地元市町村の意向を十分尊重するとともに、地方ガス事業調整協議会に必ず地元代表を入れる等、地方団体の意向が十分反映されるよう配慮してまいりま

すので、特に中央集権化のおそれはないと思っております。

過密化しました都市における地下埋設導管の事故防止の規制でございますが、これは消防上の見地からも大きな関心事であることはもとよりでございます。今回のガス事業法の改正を契機といたしまして、導管を含むガス工作物全般に対する保安の根幹をなします技術基準を通じまして、通産省とさらに緊密な連絡をとりつつ、消防としての必要な規制を行なつてまいりたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣菅野和太郎君登壇〕

○国務大臣(菅野和太郎君) 今回のガス事業法の改正によりまして、特に簡易ガス事業については、料金の値上げその他の不利益を来たしはしないかという御指摘があったのでありますが、経済企画庁といたしましてはその点を心配いたしまして、ガス使用者に不利益を来たさないように改正してもらいたいということで所管省と相談いたしました。地方ガス事業調整協議会というものを設置してもらつたことによりまして、これは中立的な人によって構成されまして、そこで料金その他の問題について協議し、その決定を通産省が尊重するということになっておりますから、御心配になるようなことは大体起こらないと考えております。第であります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
文部大臣 坂田 道太君
通産産業大臣 大平 正芳君
建設大臣 坪川 信三君
自治大臣 野田 武夫君
国務大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

通産産業省公益事業局長 本田 早苗君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十一日、知野事務総長から宮坂参議院事務総長及び吉武裁判官弾劾裁判所裁判長あて、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員横山利秋君議員辞職につきその補欠として広沢賢一君を選任し、同君の職務を行なう順序は第三順位と指定した旨通知した。

(通知書受領)

一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

通産産業省設置法の一部を改正する法律

(政府委員選任)

一、昨十四日、佐藤内閣総理大臣から石井議長あて、去る五日付をもつて自治大臣官房会計課長鈴木博は行政管理局行政管理局管理官に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十一日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 藤波 孝生君(理事高見三郎君去る十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

黒田 寿男君 河野 密君
柳田 秀一君 栗林 三郎君
広沢 賢一君 松野 幸泰君
古井 喜實君 米田 東吾君
伊藤惣助丸君

外務委員

大蔵委員

文教委員

廣沢 賢一君 河野 密君
下平 正一君 原 茂君
岡澤 完治君 櫻内 義雄君
中村庸一郎君 南條 徳男君
古井 喜實君 増田甲子七君

八木 徹雄君 麻生 良方君 龜岡 高夫君 小宮山重四郎君 塩谷 一夫君 塚田 徹君 渡海元三郎君 中川 一郎君 井上 普方君 田原 春次君 塚本 三郎君	法務委員 田中 武夫君 広沢 賢一君 米田 東吾君 中谷 鉄也君 黒田 寿男君 古井 喜實君 松野 幸泰君 柳田 秀一君 渡部 一郎君	予算委員 福永 健司君 黒田 寿男君 岡澤 完治君 河野 密君 麻生 良方君 議院運営委員 増田甲子七君 南條 徳男君 塚田 徹君 桂木 鉄夫君	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員 増田甲子七君 稲葉 修君 細谷 治嘉君 門司 亮君 福田 篤泰君 中野 四郎君 岡田 春夫君 永末 英一君
商工委員 田原 春次君 中谷 鉄也君 下平 正一君 運輸委員 米田 東吾君 中川 一郎君 中村庸一郎君 柳田 秀一君 通信委員 福永 健司君 安宅 常彦君 原 茂君 予算委員 上林山榮吉君 田中 武夫君 麻生 良方君 黒田 寿男君 岡澤 完治君 議院運営委員 桂木 鉄夫君 塚田 徹君 南條 徳男君 増田甲子七君	文教委員 田原 春次君 井上 普方君 麻生 良方君 小宮山重四郎君 中川 一郎君 塚田 徹君 塩谷 一夫君 龜岡 高夫君 渡海元三郎君 塚本 三郎君 増田甲子七君 櫻内 義雄君 古井 喜實君 南條 徳男君 八木 徹雄君 中村庸一郎君 原 茂君 下平 正一君 岡澤 完治君 商工委員 下平 正一君 栗林 三郎君 田原 春次君 運輸委員 柳田 秀一君 中村庸一郎君 中川 一郎君 米田 東吾君 通信委員 上林山榮吉君 原 茂君 安宅 常彦君	一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 三ッ林弥太郎君 (理事補欠選任) 一、去る十一日、沖繩及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 吉田 泰造君(理事永末英一君去る十一日理事辞任につきその補欠) (特別委員辞任) 一、去る十一日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員 中野 四郎君 福田 篤泰君 岡田 春夫君 永末 英一君 稲葉 修君 増田甲子七君 細谷 治嘉君 門司 亮君	一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案(内閣提出第九九号)
一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。
一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。
一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。

昭和四十四年四月十五日 衆議院會議録第二十六号 議案に関する報告書

通信委員会 付託

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案(松永忠二君外二名提出、参法第二三三号)(予)

文教委員会 付託

一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

都道府県合併特例法案(内閣提出第一〇一号)

(予) 地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、選挙人名簿の登録を、住民基本台帳に

記録されている者で選挙権を有するものについて行なうこととするほか、登録方法の合理化を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 選挙人名簿の登録

選挙人名簿の登録は、市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民で、その者の住民票が作成された日から三箇月以上、また、転入者については、住民基本台帳法に基づく転入届をした日から三箇月以上、その市町村の住民基本台帳に記録されている者について、職権で行なうものとする。

(二) 登録の時期

現行の三月、六月、九月及び十二月の年四回の選挙人名簿の定時の登録は、次のように改められるものとする。

1 市町村の選挙管理委員会は、毎年九月一日現在において登録資格を有する者を同月

十日に選挙人名簿に登録し、縦覧に供しなければならぬものとする。こと(定時登録)。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙(九月

十一日から十月十日までの間に行なわれる選挙を除く)が行なわれる場合において、当該選挙を管理する選挙管理委員会が定めるところにより、臨時に選挙人名簿の登録を行ない、縦覧に供しなければならぬものとする。こと(臨時登録)。

(三) 補正登録

市町村の選挙管理委員会は、定時登録又は臨時登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知つた場合には、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならないものとする。

(四) 登録の抹消

選挙人名簿に登録されている者が、次の場合に該当するに至つたときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちにこの者を選挙人名簿から抹消するとともに、第二号又は第三号に該当する場合には、その旨を告示しなければならないものとする。

なお、これに伴い、住所移動者についての登録済通知の制度は、廃止するものとする。

1 死亡したときまたは日本の国籍を失つた

ことを知つたとき。

2 他の市町村の区域内に転出した日後四箇

月を経過するに至つたとき。

3 登録の際に登録されるべきでなかつたこ

とを知つたとき。

(四) 船員の選挙人名簿の制度は、廃止するものとする。

(六) その他

1 罰則の改正

選挙人名簿に登録させる目的をもつて虚偽の転入届をすることにより選挙人名簿に登録させた者も、詐偽登録罪の刑に処するものとする。

2 住民基本台帳法の改正

(1) 市町村長は、住民票の記載、修正等を要する事項で選挙人名簿の登録に関係があるものについては、直ちにその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないものとする。

(2) 転入または転出等の届出に関し、正確な届出義務の規定を設けるとともに、虚偽の届出をした者は刑罰に処せられる旨を明らかにするものとする。

3 その他所要の改正を行なうものとする。

(四) 経過措置

1 この法律の施行の際、選挙人名簿に登録されている者で当該市町村の住民基本台帳に登録されていない者(転出のため表示されている者を除く)がある場合には、当該市町村の選挙管理委員会は、その者を直ちに選挙人名簿から抹消し、その旨を告示しなければならないものとする。

2 この法律の施行の際、すでにその期日が公示されまたは告示されている選挙が行な

われる場合には、臨時登録は行なわれな
ものとする。

3 この法律の施行の際、現に効力を有する
船員の選挙人名簿については、昭和四十
四年十二月四日までの間は、なお従前の例に
よるものとする。

(ハ) この法律は、昭和四十四年七月二十日から
施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、住民基本台帳法第十五条に基づい
て、選挙人名簿の登録を、住民基本台帳に記録
されている者で選挙権を有するものについて行
なうこととするほか、名簿の誤載、二重登録等
の防止のため、登録方法の合理化を図ろうとす
るもので適切妥当な措置と認め、これを可決す
べきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を
附することに決した。

右報告する。

昭和四十四年四月十一日

公職選挙法改正に関
する調査特別委員長 齋藤 邦吉

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

公職選挙法の一部を改正する法律案に対す
る附帯決議

政府は、今回の選挙人名簿制度の改正に当たつ
ては、次の点に留意して国民の選挙権の行使の確
保について遺憾のないよう努めるべきである。

一 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録さ
れている者で選挙権を有するものについて行な
うこととする旨を十分住民に周知徹底するこ
と。

二 選挙人名簿の正確性の確保のためには、制度
の改正だけでは十分でないので、住民の実態調
査を励行するなど運営面において万全の策を講
ずること。

三 選挙人名簿の登録、整理等については、前記
二の実態調査に要する経費をも含めて十分な財
源措置を講ずること。

公営住宅法の一部を改正する法律案（内閣
提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、公営住宅の建設の促進を図るため、
土地取得等に要する費用について国の補助制度
を改正し、これに伴う家賃の変動を避けるた
め、事業主体たる地方公共団体に対して家賃取
入補助をすることとともに、管理の適正
化を図るため、一定の基準をこえる高額の収入
のある公営住宅の入居者に対する必要な措置及
び、公営住宅の建替えについての措置に関する
規定を整備しようとすることを目的とするもの
で、その内容は次のとおりである。

1 公営住宅又は共同施設を建設するための土
地取得等に要する費用を国の補助から融資に

改め、国は、事業主体がこれらの費用に充て
るために起こす地方債について適切な配慮を
すること。

2 土地取得等に要する費用の補助を融資に切
り替えることに伴う家賃の変動を避けるた
め、国は、毎年度、事業主体に対して家賃取
入補助をすること。

3 公営住宅に五年以上入居し、一定の高額取
入を得るに至つた者に対し明渡し請求に関
する規定を設けるとともに、事業主体は入居
者の明渡しを容易にするように他の公的資金
による住宅への入居等について特別の配慮を
すること。

4 明渡しの請求を受けた者が病氣その他特別
の事情がある場合は明渡しの期限を延長する
ことができること、及び、現在公営住宅に入居
している者に対しては、法改正後二年間は明
渡しの請求ができないこととし、また、明渡
しの基準については相当の配慮をすること。

5 公営住宅建替事業を施行できる場合の要件
を定めるとともに、建替事業を施行しようと
するときは、事業主体は、あらかじめ建替計
画について建設大臣の承認を得た後、事業の
施行に伴い必要があると認めるときは、一定
の期限を定めて入居者に明渡しを請求するこ
とができること。

6 建替事業の施行に伴い明渡し請求を受けた
者に対して事業主体は必要な仮住居を提供す

るとともに、新たに建設される公営住宅への
入居を申し出た者については、その公営住宅
に入居させなければならないこと。

7 事業主体は、建替事業の施行に伴い入居者
がその住居を移転した場合は、通常必要な移
転料を支払わなければならないこと。

8 建替事業の施行に関し、事業主体は、事業
の概要について説明会を開催する等して入居
者の協力が得られるよう努めなければならない
こと。

二 議案の修正議決理由

公営住宅の建設の促進及びその管理の適正化
を図る等のための措置として必要と認めるが、
施行期日に関し修正する必要があると認め、こ
れを別紙のとおり修正議決すべきものと議決し
た次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議
を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度一般会計予算に公営住宅建設
事業に必要な経費及び公営住宅建設事業の指導
監督に必要な経費として

北海道開発庁所管 四四億七、九六五万円
建設省所管 六一三億六、三六七万五千元
計 六五八億四、三三二万五千元
が計上されている。

昭和四十四年四月十五日 衆議院會議録第二十六号 議案に関する報告書

また、昭和四十四年度地方債計画に公営住宅建設事業として

工事費分 三七八億円

用地費分 二八五億円

計 六六三億円

が計画されている。
右報告する。

昭和四十四年四月十一日

建設委員長 始関 伊平
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

〔施行期日〕

1 この法律は、
公布の日
昭和四十四年四月一日から施行する。

〔別紙〕

公営住宅法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

政府は本法の施行に当たり左の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 住宅に困窮する低額所得者が多数公営住宅に

入居を希望している現状にかんがみ、公営住宅を大量に建設するより一段と努力するとともに職住近接、居住水準、生活環境の改善について配慮すること。

二 事業主体の財政負担を軽減し、公営住宅の建設を一層促進するため、用地費に対する実勢単価による融資額の確保を図ること。

三 用地の取得難が住宅建設の隘路であることにかんがみ、土地の有効利用の促進、国、公有地の活用、地価公示制度の確立、土地税制の改善、土地需給の緩和等の施策を総合的かつ強力に推進すること。

四 高所得者の明渡し請求制度の実施に当たっては、次のとおり措置するものとし、その運用の適切を期すること。

(一) 高所得者に対する明渡し請求制度の円滑な実施を図るため、入居者の収入額の認定の確を期し、入居者相互間に不公平な事態が生じないようにすること。

(二) 配偶者以外の同居親族の収入については、将来の世帯分離等を考慮して相当額を控除するものとする。

(三) 近い将来において定年等の特別な事態が生ずることによりその収入が激減することが明らかである者に対しては、明渡しの請求を猶予するものとする。

(四) 明渡しの請求を受けた者に対しては、公団住宅、公庫住宅等他の公的資金による住宅への優先入居の措置等について特段の配慮をすること。

(五) 明渡しの収入基準は、勤労者世帯の収入に對して適切なものであるより物価の変動等を考慮して適時改訂すること。

五 公営住宅建替事業の実施に当たっては、次の点につき十全の配慮をすること。

(一) 公営住宅建替事業の施行に当たっては、極力入居者の納得を得た上で実施するように努めること。

(二) 建替後の家賃と従来の家賃とに著しい差があるときは、家計に及ぼす激変緩和のため、一定期間家賃を軽減するより、事業主体に對し行政指導すること。

右決議する。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

七二四

一 議案の要旨及び目的

1 三重大学に工学部を、大阪外国語大学に大学院を設置すること。

2 千葉大学養護教諭養成所を設置すること。

3 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)を廃止し、これに伴う所要の経過措置を設けること。

4 その他関係法律の規定を整備すること。

5 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、本案の施行期日である昭和四十四年四月一日はすでに経過しているので、この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用することを趣旨とする修正を行なうことの必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度文部省所管国立学校特別会計予算に、七千六百四十万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十四年四月十一日

文教委員長 大坪 保雄

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日昭和四十四年四月一日から施行する。
し、昭和四十四年四月一日から適用する。

(国立工業教員養成所の存続に関する経過措置)

2 国立工業教員養成所は、昭和四十四年三月三十一日この法律の施行の際

現に当該養成所に在学する者があるときは、第

三条の規定にかかわらず、その者が当該養成所に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(国立工業教員養成所の授業料等の免除等に関する経過措置)

3 昭和四十四年三月三十一日この法律の施行の際現に国立工業教員養成所に在学する者又はすでにこれを卒業した者の当該養成所における授業料その他の費用の免除及びその徴収の猶予については、なお従前の例による。

(日本育英会法の一部改正に伴う経過措置)

6 昭和四十四年三月三十一日この法律の施行の際現に国立工業教員養成所に在学する者又はすでにこれを卒業した者で、

同日以前

この法律の施行前の日本育英会との貸与契約により学資の貸与を受けたものに係る貸与金の返還免除については、なお従前の例による。

衆議院会議録第二十四号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

六六 一 三 火の国 その火の国

六九 一 二 三 それを それは

衆議院会議録第二十五号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

六九 四 末 いうものが いうことが

昭和四十四年四月十五日 衆議院會議録第二十六号

七二六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(外七)